

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年9月3日提出

提出者 開成町議會議員

武井正広

賛成者

"

清水反紀

賛成者

"

星野洋一

賛成者

"

寺野圭一郎

賛成者

"

前田せつよ

提案理由

開成町議会が、「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める陳情」を採択したことに伴い、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出します。

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書（案）

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された附属の条約であり、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めており、批准により、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化することができるものと考える。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあり、各国における男女格差を示すジェンダー・ギャップ指数の2023年の日本の総合順位は、146か国中125位であり、第5次男女共同参画基本計画でも「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と規定されているところである。

現在、男女間の賃金格差等の様々な男女格差に係る問題に対し、さらに改革を進めることが期待される中、女性差別撤廃条約選択議定書への批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、国におかれでは、前述の趣旨を踏まえ、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月10日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

殿

神奈川県足柄上郡開成町議会  
議長 山本研一